

麻薬免許関係 よくあるご質問

免許申請するとき・免許の記載事項に変更が生じたとき

質問		回答	
Q 1	(施用者) 麻薬施用者免許を取得しA病院に勤務しています。外勤先のB病院でも麻薬を施用したいのですが、新たに免許を申請する必要がありますか。	A 1	和歌山県で麻薬施用者免許を取得している場合、新たに申請する必要はありません。麻薬施用者免許記載事項変更届を提出し、従事先の麻薬診療施設を追加してください。転勤により勤務先が変わる場合も「麻薬施用者免許記載事項変更届」を提出してください。 ただし、他県に赴任する場合、赴任先の都道府県で新たに免許申請する必要があります。
Q 2	(施用者) 和歌山県内の麻薬業務所に勤務しており、麻薬施用者免許証を持っているが、他県の医療機関でも麻薬を施用したい場合は、記載事項変更届を提出すればよいのか。	A 2	麻薬免許証は各県ごとの申請になっています。そのため、他県でも麻薬施用者免許の申請が必要です。
Q 3	(管理者) 麻薬管理者とはどういう者ですか。	A 3	麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者です。 二名以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設には、免許を受けた麻薬管理者を1人置かなければなりません。この場合、麻薬施用者が麻薬管理者の免許を取得することも可能です。
Q 4	(管理者) 異動により、麻薬管理者が4月1日に交代します。どのような手続きが必要ですか	A 4	事前（1ヵ月～2週間前まで）に後任者の麻薬管理者免許申請をしてください。 4月1日以降（管理者交代後）に、前任の「麻薬管理者業務廃止届」、「麻薬引継報告書」を提出してください。
Q 5	(管理者・施用者) 県内で病院を移転することになりました。麻薬管理者免許、麻薬施用者免許は新しい病院でも有効ですか。	A 5	移転先の病院で麻薬管理者となるためには、新たに免許申請が必要です。事前に免許申請をしてください。 麻薬施用者免許については、新たに免許申請をする必要はありません。麻薬施用者免許記載事項変更届により、業務所が変更した旨を届け出てください。

Q 6	(管理者・施用者) 10月1日から診療所を新規開設する予定です。麻薬を取り扱いたいが、どのような手続きが必要か。	A 6	事前（1ヵ月～2週間前まで）に麻薬施用者（管理者）免許申請をしてください。また、申請書の備考欄に「10月1日免許希望」と記載してください。 診療所の開設届の写しを添付してください。
Q 7	(小売業者) 薬局を移転する予定ですが、どのような手続きが必要ですか	A 7	移転後の薬局で新たに麻薬小売業者免許申請が必要です。 また、移転前の麻薬小売業者免許については廃止届の提出が必要です。 (必要な申請・届出) ・麻薬小売業者免許申請書 ・麻薬小売業者免許廃止届・麻薬所有届 ・所有がある場合→麻薬廃棄届又は麻薬譲渡届（廃止から50日以内）
Q 8	(小売業者) 個人開設の薬局を法人開設に変更しようと思います。 どのような手続きが必要ですか。	A 8	A 7 と同じです。
Q 9	免許証に旧姓を記載したいのですが、どのような手続きが必要ですか。	A 9	麻薬取扱者免許申請書の氏名欄に旧姓を（ ）書きで新姓の後に記載してください。その際、旧姓及び新姓がわかる書類（写し）を添付してください。 (戸籍抄本、運転免許証の裏書、旧姓及び新姓が記載された資格免許証等) すでに免許を取得しており、免許証に旧姓を記載したい場合は、麻薬取扱者免許記載事項変更届を提出してください。添付書類は上記のとおりです。
Q 1 0	氏名を変更することになったが、必要な手続きはあるか。	A 1 0	麻薬取扱者免許記載事項変更届が必要です。 また、氏名を変更したことが確認できる書類（写し）を添付してください。（戸籍抄本、運転免許証の裏書等）
Q 1 1	記載事項変更届は、すべての項目を記入する必要がありますか。	A 1 1	記載事項変更届は変更がある項目のみ記入してください。例えば、従たる施設が変更になり、主たる業務所が変わらなければ、従たる施設の項目のみご記入してください。
Q 1 2	従たる施設を2施設追加したいと思っています。どう記入すればよいでしょうか。	A 1 2	従たる施設の欄の中に2施設書いてください。また、従たる施設の欄の中に「別紙のとおり」と記載し、別用紙を添付しても構いません。

業務を廃止するとき

質問		回答	
Q 1	診療所で麻薬の取扱いをやめることにした。どのような手続きが必要ですか。	A 1	麻薬施用者（管理者）業務廃止届の提出が必要です。また、「麻薬所有届」により所有する麻薬を報告する必要があります。麻薬の在庫がある場合はさらに手続きが必要となりますので、薬務課または管轄の保健所に連絡してください。 注）所有する麻薬を廃棄する場合は、県職員の立会いが必要です。 免許が失効した場合、50日を超えて麻薬を所持することはできません。
Q 2	業務廃止届を記入する際、届出義務者続柄の項目はどのように記載したらよいですか。	A 2	申請者がご本人の場合は、記入する必要はありません。ご本人が亡くなり、記入できない場合、法定相続人がその続柄を記入する項目になります。

(その他)

質問		回答	
Q 1	免許の有効期間満了と同時に麻薬の取扱いをやめるつもりです。免許の効力無くなるため手続きしなくてもよいですか。	A 1	手続きが必要です。免許証原本を添えて、麻薬取扱者業務廃止届を提出してください。
Q 2	免許申請や届出は郵送で提出してもよいか？	A 2	郵送でもかまいませんが、郵送事故等があった場合の保証はできません。また、申請や届出の内容についてこちらから連絡することがありますので、担当者の連絡先を記載して送付してください。